

## 習志野市建設工事成績評定要領

### (目的)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事成績評定（以下「評定」という。）について必要な事項を定め、もって工事に関する技術水準の向上に資するとともに、請負業者の適正な選定並びに指導及び育成を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義は、習志野市建設工事検査実施要綱（昭和44年10月訓令甲第5号）第2条に定める用語の定義による。

### (評定の対象)

第3条 評定は、請負金額が130万円を超える建設工事について行うものとする。

### (評定者)

第4条 評定者は、総括監督員、主任監督員及び検査員とする。

### (評定の時期)

第5条 評定の時期は、検査員にあつては完成検査及び出来形検査の時とし、主任監督員及び総括監督員にあつては、工事の完成の時とする。

2 主任監督員及び総括監督員は、評定結果及び所見等を工事成績評定表（完成・出来形）（別記第1号様式）に記載し、完成検査を実施する7日前までに工事検査担当課に提出するものとする。

### (評定方法)

第6条 評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

2 工事成績の採点は、工事成績評定表（完成・出来形）により行うものとする。

3 評定は、考査項目別運用表（小規模工事）（別紙-1）、考査項目別運用表（標準）（別紙-2）又は考査項目別運用表（公共建築工事）（別紙-3）に基づき、工事成績評定に関する留意事項（別紙-4）及び「施工プロセス」チェックリスト（別紙-5）を考慮した上で、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおり行うものとする。

(1) 土木工事等（土木工事及び土木工事に付帯する設備工事等）の評定 請負金額が1000万円未満の工事については考査項目別運用表（小規模工事）を、請負金額が1000万円以上の工事については考査項目別運用表（標準）を用いて各考査項目の評定を行う。

(2) 建築工事等（建築工事及び建築工事に付帯する設備工事等）の評定 考査項目別運用表（公共建築工事）を用いて各考査項目の評定を行う。

4 工事における創意工夫及び社会性等については、受注者は当該工事における実施状況を創意工夫・社会性等に関する実施状況（別紙-6）を提出することができるものとする。

### (採点方法)

第7条 工事成績の採点は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 評定点は、65点に各考査項目の加減点より算出し、評定点計は以下の方法により算出する。
  - ア 出来形検査がなかった場合 主任監督員の評定点×0.4+総括監督員の評定点×0.2+検査員の評定点×0.4=評定点計
  - イ 出来形検査を実施した場合 主任監督員の評定点×0.4+総括監督員の評定点×0.2+検査員の出来形検査の評定点×0.2+検査員の完成検査の評定点×0.2=評定点計
- (2) 出来形検査を2回以上実施した場合の検査員の評定点は、平均値で算出する。
- (3) 評定点合計は整数（小数第1位を四捨五入）とする。
- (4) 手直しを指示した場合、手直し前の状態で採点し、手直し後の評定は行わないものとする。
- (5) 所見は、評定者全員が必ず記入するものとする。

(評定結果の受注者への通知)

第8条 工事検査担当課長は、完成検査終了後工事成績評定通知書（別記第2号様式）及び項目別評定表（別記第3号様式）を工事担当課に送付し、工事担当課から受注者に通知するものとする。

(成績評定点の修正)

第9条 引渡し後、瑕疵担保期間中に関係法令違反・事故等による瑕疵が判明したとき、又は当該評定を修正する必要があるときは、成績評定点を修正しその結果を当該工事の受注者に工事成績評定修正通知書(別記第4号様式)により通知するものとする。

(説明請求)

第10条 第8条又は前条の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して14日以内（「休日を含む。」）に工事成績評定の説明請求書（別記第5号様式）により、市長に評定の内容について説明を求めることができるものとする。

(説明請求書の提出)

第11条 前条の請求書の提出先は、工事検査担当課とする。

(説明請求に対する回答)

第12条 市長は、第10条の請求書が提出されたときは、工事成績評定の説明請求に対する回答書（別記第6号様式）により速やかに回答するものとする。

(報告)

第13条 工事検査担当課長は、毎年度終了後に1年間の評定の結果を市長に報告しなければならない。

(補 則)

第14条 この要領に定めるもののほか、評定に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、昭和47年度建設工事から適用する。

附 則 昭和60年 4月 一部改正

附 則 平成 2年 4月 一部改正

附 則 平成 3年10月 一部改正

附 則 平成21年 4月 一部改正

附 則 平成23年 4月 一部改正

附 則 平成28年 4月 一部改正